

大総務第 47 号
令和 4 年 8 月 4 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体である公益財団法人大阪国際平和センターによる令和 3 年度の経営評価（財務運営の実績）の結果及び同条第 4 項に規定する当該経営評価の審査の結果について、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

【財務運営の実績に関する評価】

令和3年度 事業経営評価

団体名	(公財) 大阪国際平和センター	所管所属名	教育委員会事務局
-----	-----------------	-------	----------

中期目標	中期目標期間	令和2年4月1日から令和7年3月までの5年間
	中期目標期間、大阪市内に居住する小中学生をはじめとする多くの市民に、「大阪中心」・「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えられる」ような展示を通して、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育む機会が提供されている状態。	

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

年度計画達成状況	指標Ⅰ	平和寄付金収入の確保				
		R2	R3	R4	R5	R6【最終】
	目標値	656千円	636千円	693千円	1,155千円	1,155千円
	実績値	619千円	1,250千円			
	指標Ⅱ	入場者1人あたりの事業費の抑制				
		R2	R3	R4	R5	R6【最終】
目標値	3,889円	3,161円	2,514円	1,250円	1,250円	
実績値	3,198円	2,551円				

外郭団体の自己評価	指標の達成状況	A	A: 指標全部達成 B: 指標全部未達成 C: 指標一部未達成	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア: 「順調」 イ: 「遅れあり」 ウ: 「計画の見直し必要」
	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価					
	指標1については、当館の開館30周年に合わせて大阪空襲死没者名簿の銘板追加にかかる寄附を遺族等に呼びかけたところ、587千円集まり、目標を大きく上回ることができた。指標2については、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかったものの、前年度より来館者が約25%増加したことや、運営コストの見直しと抑制に努め、1人あたりの事業費の目標をクリアすることができた。					
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について					
平和寄付金については、次年度以降、大阪空襲死没者名簿の銘板追加という特別事由がなくなるため、令和3年度に比べ減少すると予想されるが、当財団の企画事業や特別展の原資となるものであり、引き続き広く寄附を呼びかけていく。また、コロナ禍においても入館者増につながる取り組みを行うとともに、運営コスト抑制にも取り組んでいく。						

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見
開館30周年という節目の年度において大阪空襲死没者名簿の遺族等に広く寄附を呼びかけた結果、多くの賛同者から寄附をいただき、銘板追加費用の一部に充てたことは大変意義深いことであった。次年度以降、特別事由がなくなるとはいえ、引き続き自主財源確保に向けた努力を行うとともに、入館者増と運営コスト抑制で入場者一人当たりのコスト削減にも取り組んでもらいたい。	

市の審査	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア: 「順調」 イ: 「遅れあり」 ウ: 「計画の見直し必要」
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、企画事業が一部中止されるなかで、大阪空襲死没者名簿の銘板追加にかかる寄附を遺族等に呼びかけたところ、目標を超える寄付金額を集めることができた。また、入館者数が前年度より約25%増加したので、1人あたりの事業費を抑えることができた。以上のことより自己評価は妥当と考える。			

市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価		
	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し目標を下方修正してはいるが、平和寄付金収入の確保、入館者数目標を達成し、入場者1人あたりの事業費の抑制を行い厳しい状況下であったが、堅実に財務運営に努めたものと評価できる。新型コロナウイルスの影響がいつまで続くかは不明であるが、制約のある中でも可能な限りPR等の取組を進め、目標達成を図られたい。		
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】(※必要な場合のみ)		